

基調報告書：補遺

基調報告書 7 頁に、下記のような部分があります。

第 1 章 患者の権利

第 2 節 診療契約上の患者の権利

第 2

3 裁判上にみる患者の権利

(3) 診療記録開示請求権

東京高判昭和 61 年 8 月 28 日（判時 1208 号 85 頁）は、準委任契約における顛末報告義務（民法 645 条）を根拠に診療記録の閲覧を求めた訴えに対し、「それぞれの事案に応じて適切と思料される方法で説明・報告をすればよい」として、これを認めていない。また、東京地判平成 19 年 6 月 27 日（判時 1978 号 27 頁）は、個人情報保護法 25 条 1 項を根拠として診療記録開示を求めた訴えに対して、個人情報保護法上の診療記録開示義務は、あくまでも医療機関の公法上の義務であり、情報主体である患者本人に対して開示請求権を付与したものではないとしてこれを否定している。

これらの裁判例に対する批判は強いが、いまだ、患者の医療機関に対する診療記録開示請求権を認めた裁判例は存在しない。

しかし、基調報告の校了後、東京地判平成 23 年 1 月 27 日判決が、診療の具体的経過から、被告である歯科医が、「診療契約に伴う付随義務あるいは診療を実施する医師として負担する信義則上の義務として、特段の支障がない限り、診療経過の説明及びカルテの開示をすべき義務を負っていた」とし、カルテ開示拒否に対する慰謝料を認容していたことが分かりました。

個人情報保護法及び厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」からすれば、患者の求めに応じて診療記録を開示すべきことが、診療契約の目的に沿うものであることは明らかであり、今後は、診療契約上の権利として診療記録開示請求権を認めるという解釈が主流になると考えられます。

裁判例の調査が不足していたことをお詫びし、基調報告書の補遺といたします。